

書誌第105号追

# 九州沿岸水路誌

追補第2

令和4年（2022）1月28日発行



海上保安庁

# 九州沿岸水路誌

## 追補第2

この追補は、令和3年3月刊行の九州沿岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和3年11月26日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和4年1月28日

海上保安庁海洋情報部

## 注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。



島東端～船人島間を東口とし、長さ約2.8mである。この瀬戸の東半部は南、北二つの水路に分かれている。南側を**丸子ノ瀬戸**といい、地元小型船などが通航する。池島ノ瀬戸西口の南側にある飛竜島(32° 32.1' N 130° 22.8' E、高さ25m)は高杣島とともに池島ノ瀬戸を航行する好目標となる。

5 **赤松ノ瀬戸**(32° 31.8' N 130° 26.4' E)(海図W208)は、瀬戸中央でも水深2m前後の所があり、一般船舶の通航には適しない。

天草上島北岸にあつて天草上島と前島との間の水道を港域とする**合津港**は、北西口は丸子ノ瀬戸に、北東口は赤松ノ瀬戸に通じている。

10 **本渡瀬戸**(32° 26.4' N 130° 12.4' E)(海図W1252)は、天草諸島の上島と下島に挟まれた水路である。開発保全航路(港湾法)に指定され、対象船舶を700D/Wとして、水路の幅50m・水深4.5mを維持している。しかし、航路の海底断面は、すり鉢状をしているため東西両端は浅く、潮差は最大3m以上、湾曲が多く、見通しが悪い。水路北口は本渡港灯標の西側にあり、北口の南方約1.2kmにある昇開橋(32° 26.7' N 130° 12.3' E、高さ17m)には監視員が常駐(4～9月 0600～2030、10～翌3月 0630～2000)し、船舶が接近すれば所要の高さまで橋げたを上げる。また、昇開橋の北方約270mに天草瀬戸大橋(高さ16～17m)がある。

15 本渡瀬戸から八代湾に通じる**横島瀬戸**(32° 23' N 130° 14' E)(海図W174)は、水深10m以上の幅は約300mである。北方は、周囲を天草上島、天草下島で囲まれ、水深5～20mで底質も良い。湾内沿岸には養殖施設がある。

20 **本 渡 港**(32° 27' N 130° 12' E)(海図W1252)(JP HOD)

**港種** 港則法適用港

**概要** 天草上島と天草下島との間にある。本渡港内に本渡瀬戸がある。

**目標**

地物名	概位	備考
ホテル	32° 28.4' N 130° 12.4' E	5階建
天草瀬戸大橋	32° 26.9' N 130° 12.3' E	高さ16～17m

25 **水路** 港内中央に北東方へのびる防砂堤(高潮時には水没、先端に灯台)があり、その南側に掘下げ水路(幅約50m、水深4.5m)がある。

**港湾施設**

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(G/T×隻)	備考
本渡港岸壁(-4.5m)	32° 27.5' N 130° 12.1' E	240	2.5以下	700×4	
本渡港1号岸壁(-4.5m)	32° 27.4' N 130° 12.0' E	60	—	700×2	
本渡港2号岸壁(-4.5m)		82	—	700×1	
本渡港浮棧橋(-4.5m)		70	—	300×2	

ン級のタンカーが出入港する。

**気象** 台風時を除き、局地的な特異気象はないが、港湾造成の地形的な点から南東の風に弱い。うねり及び波浪については平常 2m以上のものは見られないという。

**錨地** 検疫錨地はシーバースの北方 1M付近にあり、水深が深いので錨鎖を十分に延ばす必要があり、また錨地付近には魚礁があるので注意を要する。

**港湾施設** 公共用の係船施設はない。ENEOS 喜入基地(株)の北東側前面に 4 シーバース (150,000～350,000 D/W)、同北西側前面に 10,000 t 級の栈橋がある。埋立地北西部には、北・東両防波堤 (各先端に灯台がある) に囲まれた喜入船だまり (水深 3～6.5m) がある。

**台風・津波対策** この港では、台風、津波等による船舶事故を未然に防止するため喜入港台風・津波対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、台風・津波情報の伝達及び警戒、避難の勧告・解除等の台風・津波災害防止措置を指導している (問合せ先: 喜入海上保安署)。

**海事関係官公署**

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
喜入海上保安署	099-345-0125	福岡検疫所 串木野・喜入出張所	鹿児島検疫所支所へ連絡 099-222-1473

**引船** 引船がある。

**廃油処理施設**

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
ENEOS 喜入基地(株)	ENEOS マリンサービス(株) 電話 099-345-2511	日出～日没	水バラスト	水バラスト、タンク洗浄水

15 **鹿児島港** (31° 32' N 130° 34' E) (海図W214<sup>A</sup>、W214<sup>B</sup>) (JP KOJ)

**本港区、新港区**



(2020年1月撮影)

4号岸壁	26° 15.3' N 127° 40.8' E	130	7.5	5,000×1	
5号岸壁		130	7~8.5	5,000×1	
6号岸壁		130	7.5	5,000×1	
7号岸壁		130	7.5	5,000×1	
8号岸壁		210	8.5	10,000×1	

上表ほか、小型船用の物揚場（水深2~4m）が那覇ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭にそれぞれある。また、浦添ふ頭南側に漁船だまり、泊ふ頭北西側に泊漁港、マリナ及び那覇ふ頭北西方に小型船用船だまり（三重城船だまり等）がある。

那覇空港北側岸壁に専用ドルフィン桟橋があるほか、那覇ふ頭南西方に軍港岸壁（6バースある）があるが、同岸壁は米軍の専用になっている。

5 港則

びょう泊等の制限（港則法施行規則第49条）	船舶は、那覇港新港第1防波堤南灯台（26° 13' 27" N 127° 39' 06" E）から128°、1,445mの地点から309° 785mの地点まで引いた線、同地点から219° 300mの地点まで引いた線、同地点から那覇港右舷灯台（26° 12' 48" N 127° 39' 47" E）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋下流の河川水面（「那覇水路」という）においては、次に掲げる場合を除いては、びょう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。 (1) 海難を避けようとするとき (2) 運転の自由を失ったとき (3) 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき (4) 法第31条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき		
航行に関する注意（港則法施行規則第50条）	1 総トン数500t以上の船舶は、那覇水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第38条第2項各号に掲げる事項（同項第3号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定の前日正午までに港長に通報しなければならない。 2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちにその旨を港長に通報しなければならない。		
進路表示信号（平成7年海上保安庁告示第35号）及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号（平成22年告示第94号）	信号	目的地に関する記号	信文
	2代・N	N	那覇ふ頭又は那覇軍港の係留施設に向かって航行する。
	2代・T	T	泊ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	2代・S	S	新港ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	2代・U	U	浦添ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	1代・Y		倭口から出港する。
1代・T		唐口から出港する。	

入港上の注意

1 この港の入口は、新港第1防波堤の北から入る倭口《ヤマトクチ》（26° 15.3' N 127° 39.4' E）及び同防波堤の南から入る唐口《トウクチ》（26° 13.4' N 127° 38.8' E）の2水路がある。

倭口は、自謝加瀬、新港第1防波堤北と浦添第1防波堤の間を通る水路で、2灯標、2灯浮標（同期点滅）で標示されている。この水路は5,000t級までの船舶が通航しているが、ダナカンフガー（26° 14.2' N 127° 39.6' E、水深4m）、同瀬の北方約300mにある浅礁（26° 14.5' N 127° 39.6' E、最小水深2m）などがあるので、この海域に慣れない船舶は夜間の通航を避けたほうがよい。倭口を通航して新港ふ頭・泊ふ頭に向かう船舶はオネベ瀬（26° 13.9' N 127° 40.3' E、水深4.8m）に注意を要する。

15 唐口は、干ノ瀬と浅ノ瀬の間を通る水路で、入港船のほとんどがこの水路を利用する。

新港ふ頭及び泊ふ頭へ向かう船舶は、三重城の北方0.5M付近の浅礁（26° 13.3' N 127° 39.8' E、

水深 1.7m、西側に灯標がある) 及びオネベ瀬に注意を要する。

2 毎週月曜日 (特に朝、夕) には本土航路の定期船が集中して入港する関係上、港内は混雑するとともに、新港ふ頭は係留船が多く、バースを見つけることが困難になることがある。

3 港内では、付近にある浅瀬は水の色で大体見分けがつくが、大雨の降った後や雨季には港内から流れる濁水のため、海水が白っぽくなり、浅瀬のように見えることがある。特に三重城の西北西方約 0.7Mにある岬角付近ではこの傾向が強い。

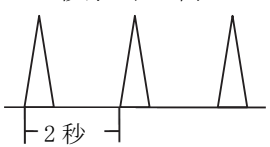
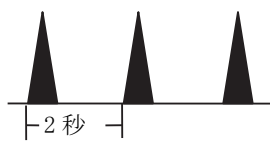
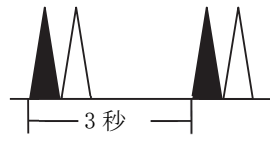
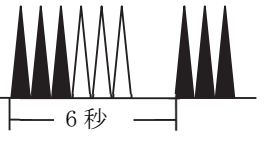
4 那覇ふ頭は、国場川の河口に位置するため 5 月頃の雨期にはいと引潮時には川の流れが最も顕著となり、操船が困難になることがある。

4 冬季において那覇ふ頭へ出入港する場合、ふ頭への水路がほぼ東西方向にあるため北西の季節風の吹き出し時には船舶の正横から風を受けるので保針が困難となる。特に入港時に引潮時と重なったときには危険である。

5 那覇空港の北側には航空法に基づいて航空機の進入表面が設定されているので、船舶はマスト等の安全な高さに注意すること。(海図W243 参照) (詳細については大阪航空局那覇空港事務所 TEL 098-857-1101 に問合せること。)

15 信号 那覇信号所 (26° 12' 55" N 127° 39' 53" E) 及び那覇第 2 信号所 (26° 12' 38" N 127° 40' 14" E) において、航行管制信号を行っている。

那覇水路の航行管制信号は、次表のとおりである。

信号の方法	信号の意味	
閃光式 (昼夜間)		
2 秒毎に白 1 閃 	入航信号	入航船は入航可 総トン数 300 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 300 t 未満の出航船は、出航可
2 秒毎に赤 1 閃 	出航信号	出航船は、出航可 総トン数 300 t 以上の入航船は、水路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 300 t 未満の入航船は、入航可
3 秒毎に赤 1 閃と白 1 閃 	自由信号	総トン数 500 t 以上の入航船は、水路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
6 秒毎に赤 3 閃と白 3 閃 	禁止信号	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航禁止

立入制限 軍港岸壁及び那覇ふ頭を含む水域内において、那覇港右舷灯台 (26° 12.8' N 127° 39.8' E) からその西方約 750mの間の陸岸の前面 50m以内の海域及び同灯台から港奥の明治橋前面海域南側一帯

**入港上の注意** ニツロから入港する際は、久高島北東方のウガン岩周辺にウフビシ（干出さんご礁）等の浅瀬があり注意を要する。新港地区入港の際は、平曽根等の浅瀬（さんご礁）が多数存在するため、注意を要する。

5 **航泊禁止** 引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む）の引火による事故防止のため、一般船舶は港内に停泊中の同タンカーから30m以内の海域は船舶の航泊が制限されている。なお、同タンカーは、港内停泊中、「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。（令和3年8月2日 港長公示第5号）

**潮流** 久高口では、上げ（下げ）潮流は北西（南東）方へ流れ、最強流速は上げ1.1kn、下げ1.4knである。ニツロでは、上げ（下げ）潮流は西（東南東）方へ流れ、最強流速は上げ0.5kn、下げ0.6knである。

10 **錨地** 湾の中央部付近、水深21～36mの所は、底質砂、貝殻で、大型船の錨泊に適している。検疫錨地は、久高島の北方にある。

**航行上の注意** 湾の中央部付近では、東北東～東南東の風が2、3日連吹すると大きなうねりが港内に侵入することから、台風時の避泊には向かない。また、湾の北部では、時折強い突風が吹くことがある。

南西石油シーバース（26° 14.2′ N 127° 49.9′ E、水深約22.5m、係船能力270,000 D/W、シーバース灯付）があり、同所からフローティングホース（浮標付）が約300m伸びている。

15 **補給** 清水及び燃料油の補給ができる。

**廃油処理施設** 各石油会社に廃油処理施設がある。

**海上交通** 平敷屋と津堅島、安座真と久高島の間定期旅客船便がある。

20 **金武《キン》湾**（26° 24′ N 127° 54′ E）（海図W228<sup>A</sup>）  
石川地区



（2019年9月撮影）

25 **概要** 金武中城港の北半分を占める開湾で、宜野座村、金武町、うるま市に囲まれ、南東側は勝連《カツレン》埼から北東方へ約7.5Mにわたってほぼ一列に並んでいる島々によって遮へいされている。



## 目標

地物名	概位	備考
煙突	26° 26.8' N 127° 55.3' E	高さ182m、火力発電所構内
石川岳	26° 27.0' N 127° 50.1' E	高さ204m
2煙突	26° 25.8' N 127° 50.5' E	高さ173m・170m、灰色塗・赤白塗、沖縄電力構内等
タンク群	26° 21.2' N 127° 58.0' E	沖縄石油基地

**港湾施設** 各石油会社等の専用栈橋、小型船艇用の栈橋、物揚場などがある。

**航泊禁止** 引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む）の引火による事故防止のため、一般船舶は港内に停泊中の同タンカーから30m以内の海域は船舶の航泊が制限されている。なお、同タンカーは、港内停泊中、「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。（令和3年8月2日 港長公示第5号）

**錨地** この湾内には、北岸沖の水深25m、底質が泥の所で、南寄り以外の風を防ぐ良い錨地が得られる。検疫錨地は、宮城島の北西方にある。

**注意** 沖縄ターミナルシーバース（26° 22.7' N 127° 57.9' E、シーバース灯付）及び沖縄石油基地シーバース（26° 23.4' N 127° 58.4' E、シーバース灯付）があり、周囲にそれぞれ浮沈式オイルフェンスが設置されている。

## 伊平屋列島（海図W226、W229）

**概要** 沖縄群島最北端の群島で、与論島の西方約21Mの伊平屋島、野甫《ノホ》島、具志川島、伊是名《イゼナ》島及び屋那覇《ヤナハ》島の5島とその他の礁上の小島とから成る。各島沿岸の至る所に養殖施設がある。伊平屋島、伊是名島の各島から沖縄島に至るフェリー便がある。

**伊平屋島**（27° 03.3' N 127° 58.8' E）は、伊平屋列島中最北にあるこの列島の最大の島で、周囲はさんご礁に囲まれている。島の南東岸には前泊港がある。この島には数個の峰があり、峰と峰との間は非常に低いので、東、西の遠方からは多くの島々が並んでいるように見える。